

## 公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2026年2月25日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役 理事

### 記

1. 公示件名：ナイジェリア国連邦首都区における栄養改善能力向上
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：  
「事業実施・支援業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：  
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

# 企画競争説明書

業 務 名 称：ナイジェリア国連邦首都区における栄養改善能力向上

調達管理番号：25a00930

## 【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2026年2月25日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

# 第1章 企画競争の手続き

## 1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：ナイジェリア国連邦首都区における栄養改善能力向上

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。  
(全費目不課税)

(4) 契約履行期間（予定）：2026年4月 ～ 2029年5月

上記の契約履行期間を分割する想定はありませんが、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、契約履行期間の分割を提案することを認めます。契約履行期間の分割の結果、各期の契約履行期間が12ヶ月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の12%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の12%を限度とする。
- 3) 第3回（契約締結後25ヶ月以降）：契約金額の12%を限度とする。
- 4) 第4回（契約締結後37ヶ月以降）：契約金額の4%を限度とする。

## (6) 部分払の設定<sup>1</sup>

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

- 1) 2026年度(2027年1月頃)
- 2) 2027年度(2028年1月頃)
- 3) 2028年度(2029年1月頃)

## 2. 担当部署・日程等

### (1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先: outm1@jica.go.jp

### (2) 事業実施担当部

経済開発部 農業・農村開発第2グループ第5チーム

### (3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2026年3月3日 まで
2	企画競争説明書に対する質問	2026年3月4日 12時まで
3	質問への回答	2026年3月9日まで
4	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2026年3月13日 12時まで
5	プレゼンテーション	行いません。
6	評価結果の通知日	2026年3月25日まで
7	技術評価説明の申込日(順位が第1位の者を除く)	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで (申込先: <a href="https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM">https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM</a> ) ※2023年7月公示から変更となりました。

## 3. 競争参加資格

### (1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

<sup>1</sup> 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

## (2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

## (3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

[https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER\\_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB\\_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

提供資料：

- ・ 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

## 5. 企画競争説明書に対する質問

### (1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記2. (3) 参照

- 2) 提出先：<https://forms.office.com/r/qsxZBhCQPF>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしてい

ます。

## (2) 質問への回答

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

## 6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイトPARTNERを通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER操作マニュアル」をご参照ください。

([https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER\\_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB\\_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf))

1) プロポーザル・見積書

- ① 電子データ (PDF) での提出とします。
- ② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。  
本見積書と別見積書はPDFにパスワードを設定し格納ください。ファイル名は「24a00123\_〇〇株式会社\_見積書 (または別見積書)」としてください。
- ③ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。パスワードは別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。
- ④ 別見積については、「第3章4. (3) 別見積について」のうち、1) の経費と2)～3) の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください (ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします)。
- ⑤ 別提案書 (第3章4. (2) に示す上限額を超える提案) がある場合、PDFにパスワードを設定し格納ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてからメールでe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

(3) 提出先

国際キャリア総合情報サイトPARTNER (<https://partner.jica.go.jp/>)

(ただし、パスワードを除く)

(4) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合）

## 7. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

### （1）評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

#### 1) 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

#### 2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点（若手育成加点有の場合は加点後の評価点）について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

## 8. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

## 9. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

## 第2章 特記仕様書（案）

本特記仕様書（案）に記述されている「脚注」及び本項の「【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

不明・不明瞭な事項はプロポーザル提出期限日までの質問・回答にて明確にします。

プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。

#### 1. 企画・提案を求める水準

- 応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、発注者が設定した成果、主な活動に対して、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。

#### 2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

- 本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.（2）「2）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No.	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項
1	先行事業「ナイジェリア国連邦首都区における栄養改善能力向上プロジェクト」で開発された食を通じた栄養改善アプローチの効率化に係る改訂方針	第3条2（2）
2	現地の治安を鑑みた、効果的な遠隔管理方法	第3条2（2）（7）

3	連邦首都区政府（FCTA）による自律的な栄養改善アプローチの研修計画・運営、及び地方レベルの栄養改善体制強化の仕組み	第3条2（3）  関連条項：第4条2②活動2-1・活動2-2・活動2-3・活動2-4
---	--	--

### 3. その他の留意点

- ▶ プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。
- ▶ 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
  - ① 特殊傭人費（一般業務費）での傭上。
  - ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（個人。法人に所属する個人も含む）（第3章「2. 業務実施上の条件」参照）。
  - ③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「3. 競争参加資格」参照）。
- ▶ 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

#### 【2】特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

#### 第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第4条 業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、目標達成に資することを目的とする。

## 第2条 業務の背景

別紙「案件概要表」のとおり。

## 第3条 実施方針及び留意事項

### 1. 共通留意事項

別紙「共通留意事項」のとおり。

### 2. 本業務に係る実施方針及び留意事項

#### (1) 本事業の目的

先行事業である「ナイジェリア国連邦首都区における栄養改善能力向上プロジェクト」では、連邦首都区（Federal Capital Territory：FCT）においてマルチセクターでの栄養改善事業が実施され、食を通じた栄養改善のアプローチが開発された。栄養・農業・生活改善の複合的な介入により、住民の行動変容や栄養改善に関する有効なインパクトが確認された。一方、同栄養改善アプローチをナイジェリア国内でより広く展開するためには、連邦首都区政府（FCTA）の実施体制を一層強化するとともに、当該アプローチを FCT において展開するための実施モデルおよび教訓を整理し取りまとめることが求められる。このため本事業では、1) 全国展開を見ずえたより効率的な実施体制・方針の整備、2) 実践を通じた研修・普及モデルの形成、3) 新たに新設された食品・栄養局（Food and Nutrition Department：FND）の複数部門に関連する計画・予算調整等の能力強化、の3つを主な成果とする。

#### (2) 食を通じた栄養改善アプローチの効率化<sup>2</sup>

先行事業では、同栄養改善アプローチの効果が確認された一方で、ナイジェリア政府の予算および実施体制を踏まえると、より広い地域へ展開するには活動の軽量化および効率化が不可欠である。特に、人的リソースや予算に制約がある地方行政区（AC）レベルでは、今後の面的展開に向けて持続可能な形への改訂が求められる。

---

<sup>2</sup> 先行事業「ナイジェリア国連邦首都区における栄養改善能力向上プロジェクト」で開発された食を通じた栄養改善アプローチについて、先行事業の成果および開発されたガイドライン・教材等のレビューと、コスト面の課題を踏まえた学びや教訓を整理し、持続性および他地域への展開を見据えた効率的で展開性の高いアプローチへの改訂方針をプロポーザルで提案すること。なお、先行事業は農村現場で有効なインパクトが確認された一方で、ナイジェリア政府の予算・実施体制を考慮すると、パッケージの軽量化・効率化が今後の面的展開において重要なポイントとなる。

提案には、研修カリキュラムとスケジュールの最適化、FCTAとACの役割分担、コミュニティ介入の効率化、モニタリングの効率化等を含むこと。加えて、既に多忙な現場レベルの職員（農業普及員、農業女性課のエージェント、プライマリーヘルスセンター職員等）が、栄養改善に資する活動に取り組みやすくなるよう、既存業務の中に栄養改善活動を効果的に組み込むための工夫や仕組みづくりも検討すること。

こうした課題を踏まえ、本事業では先行事業で開発されたマルチセクター連携による食を通じた栄養改善アプローチの効率化を図り、将来的には FCTA が自らの人員体制および予算の範囲内で持続的・効果的に運用できる形へと発展させることを目指す。なお、活動の軽量化にあたっては単に活動を削減するのではなく、投入される時間・人員・予算に対する成果を最大化する視点を重視し、先方政府の予算枠内で実施可能性の高い運用方針を提示する。また、実施にあたっては効率化した栄養改善アプローチの効果や課題を、モニタリング活動を通じて把握・分析しつつ<sup>3</sup>、改訂版の栄養改善アプローチとして取りまとめる。

### (3) AC レベルの実施体制及び人材育成の強化<sup>4</sup>

本事業は、将来的な FCT における栄養改善アプローチの面的展開を見すえ、中央レベルの人的リソースに過度に依存しない、自律的に機能するACの実施体制構築が必要である。先行事業では、栄養改善アプローチの開発を優先したため、中央レベルのスーパーバイザー(SV)と AC レベルのフィールド・スーパーバイザー(FSV)が合同で研修を受講する場合や、現場指導において中央の SV が直接的な役割を担う場面もあった。このため、今後の課題として、AC レベルへの技術移転とオーナーシップの醸成が示されている。本事業では、この点を踏まえ、FSV の技術的・指導的能力の強化<sup>5</sup>、及びACレベルの実施能力及び体制強化<sup>6</sup>を方針のひとつとする。

なお本事業はFCT内で実施するものであるが、今後の面的展開を見すえ、事業実施中に、連邦政府への情報共有、研修へのオブザーバー参加依頼、会議等への参加依頼など、可能な範囲で連邦政府を巻き込む工夫を行う。

### (4) 農民間・住民間の学びの促進

先行事業では、モデルグループへの集中支援と、コミュニティ全体への働きかけを組み合わせた二重介入アプローチ (Dual Intervention Approach) により、住民

<sup>3</sup> 第3条2. (7)に記載の現地の治安及び日本人の移動制限を考慮して、本事業の活動進捗が適切にモニタリングされ、課題に対して必要な技術的な助言や指導が担保されるよう、効果的な遠隔管理の方法をプロポーザルで提案すること。

<sup>4</sup> 先行事業にて中央レベルの連邦首都区政府 (FCTA) が中心となって実施した栄養改善アプローチの一連の研修及び普及活動について、地方行政区 (Area Council : AC) レベルでのフィールド・スーパーバイザー (FSV) 育成を含め、カスケード方式により、FCTAが自律的に研修を運営できるようにするための提案をプロポーザルに記載すること。また、AC レベルにおける年次計画策定、関係者の役割明確化、持続可能なモニタリング体制の整備など、地方レベルでの栄養改善体制を強化するための仕組みづくりについてプロポーザルで提案すること。本事項に関連する活動は、主に成果2に係る活動である。

<sup>5</sup> FSVの能力強化に関して、SV の役割を直接的な実施者から、FSV に対するメンターおよびモニタリングへと移行させ、FSV を主体とした現場研修の運営体制へ転換する。

<sup>6</sup> ACレベルの調整機能強化、食料栄養委員会の強化、現場普及員の指導体制強化、活動計画策定・モニタリング能力の強化等を含むこと。

間での知識伝達と行動変容の広がりが確認された。本事業では、この知見を踏まえ、対象地域で自律的に維持できる普及アプローチの形成を方針としてあげる。住民による実践が周囲に影響を与えたレプリカデモ圃場などの事例を参照しつつ、コミュニティ内で共有可能な成功例や学びの機会を、既存の集会や日常の場を活用して意識的に生み出す。これにより、新たな投入を最小限としつつ、住民間での自然な情報伝達と行動の広がりを促進する。

コミュニティ全体への働きかけについては、先行事業の成功例を踏まえつつも、ACの予算・人員体制の範囲で継続可能な規模に整理する。特に、コスト負担の大きいイベント等の活動は、効果と継続性を基準として優先度を調整する。また、先行事業での実践を踏まえ、地域リーダー、学校、保健施設など既存の地域資源を普及の入口として活用する可能性も検討する。ただし、これらの組織に対する組織体制強化や大きな追加投入を前提とする介入は現状では検討しておらず、本事業の範囲で実現可能な活用方法を適切に位置づける。

#### (5) 栄養改善のためのマルチセクター連携の推進

JICAは、栄養改善においてマルチセクター連携の促進を重要視しており、栄養不良の諸要因に関連する多様な分野の関係者が連携して、栄養改善のためにセクター横断的に取り組むことを推進している。ナイジェリアにおける先行事業においても、「農業」「栄養・保健」「生活改善」の3つの分野の介入が相乗効果を生むように設計されており、本事業においても、FNDを中心とするマルチセクター連携体制が強化されることを目指す。

ただし、現在アフリカの多くの国で取り組まれているマルチセクターでの栄養介入の実施体制においては、①計画と予算の乖離または不整合、②脆弱なモニタリング体制、③各省/部局独自の業務分掌・予算制約等による共同実施機会の限定、④各省庁/部局調整に係る業務負荷の増加等の課題があることを確認している。新設されたFNDがこうした課題に対応できるよう、政府による効果的な実施体制確立に向けた検討・助言が必要である。特に以下の点における体制の強化が必要とされる（ただし、これに限定するものではない）。

- 関係部局による重複なく漏れのない明確な役割分担（上記課題への対応：③役割分担の明確化・目的共有と分業体制、④調整コストの削減）
- 各関係者の取り組み状況を評価できるモニタリング指標の導入（上記課題への対応：②モニタリングの強化）
- モニタリング結果を踏まえた予算調整メカニズムの構築（上記課題への対応：①計画と予算の整合）

#### (6) 栄養改善における女性のエンパワメントの視点組み込み

対象地域では、女性が農業生産や家庭での多くの労働を担う一方、栄養に関連する家事・育児、営農計画、家計管理などの意思決定権を十分に有していない状況が確認された。この課題に対応するため、先行事業では男女協働を重視し、家庭内の女性の意思決定力向上や、栄養・農業・生活改善分野での主体性強化を図った。例えば、モデルグループの選定で男女ペアを対象とし、研修など一連の活動に男性を積極的に巻き込んだ結果、家庭における女性の意思決定への関与が高まるなどの成果が見られた。一方で、男女ペアや農地所有を条件としたことで、寡婦やひとり親世帯、農地を持たない世帯が無意識に排除される懸念もあったことが報告されている。本事業では、先行事業の好事例をふまえた女性のエンパワメントへの取り組みを継承しつつ、可能な限り包摂性にも配慮したアプローチの検討・選択を行う。

#### (7) 本事業の対象サイト

本事業では、先行事業の対象AC<sup>7</sup>内での面的展開を促進すると共に、他地域への展開可能性を検証する為に、新たに1～2カ所のACにて活動を試験的に導入することを想定している。そのため、先行事業で対象とした2AC内から新たなサイトを計2～3カ所、新たなACより2～4カ所、合計4～6カ所を、事業開始直後にカウンターパートおよびJICAと協議して、対象サイトとして選定する想定である。選定にあたっては、先行事業で使用した基準（治安、保健センター及び小学校の存在、普及員のサイトへのアクセス可能性、栄養課題の存在、住民の多くが農業を生計の糧としていること、他支援との重複を避けること等）を基本とする。ただし、FCT内の流動的な治安情勢を踏まえ、安全面を最優先とする。

加えて、本事業では、先行事業後の成果の持続性を確認し、栄養改善アプローチ改善のための示唆を得るため、一部の先行事業の対象サイトをフォローアップ訪問し、農家による実践状況等の成果を確認する情報収集も行うこととする。

#### (8) 渡航に関して

本事業は約3年間の業務を想定しているが、第3条2.(2)に記載のとおり、先方FCTAの人員体制の範囲内で自立的に運用可能となるよう、能力強化および同アプローチの効率化が求められる。そのため、業務の後半、特に最終半年間は現地側の自立運用に向けたフォローアップ活動が中心となる。

---

<sup>7</sup> Abuja Municipal及びGwagwaladaの2AC。

## 第4条 業務の内容

### 1. 共通業務

別紙「共通業務内容」のとおり。

別紙「案件概要表」と本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載間の齟齬がある場合は、本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載が優先される。

### 2. 本業務にかかる事項

#### (1) プロジェクトの活動に関する業務

##### ① 成果1「全国展開を見すえた実施体制・方針の整備」に関わる活動

活動1-1：先行事業のガイドライン・マニュアル・教材・報告書、また政府の政策文書・報告書等をレビューし、先行事業における栄養改善アプローチの有効性、他地域での実装上の課題、及びコスト・人員に関する制約要因等を整理する。並行して、FCTA及び関係機関へのヒアリングも行い、ニーズと課題を把握する。

活動1-2：1-1の検討を踏まえつつ、先行事業で開発した栄養改善アプローチを他地域展開も見すえた普及モデルに改良した実施方針案を、FCTA等関係者と共に策定し、関係省庁間で合意する。

活動1-3：本事業の成果（成果2・3含む）をもとに、運用ガイドライン、技術ガイドライン、実装上の教訓を文書化し、他州展開のためのガイドラインとしてFCTA関係者、及び連邦政府関係省庁、他州と共有する。

##### ② 成果2「実践を通じた普及モデルの形成」に関わる活動

（本活動では、効率化された栄養改善アプローチの遂行可能性と効果を確認するためのパイロット活動のひとつとして、カスケード方式での指導者向け、及びマルチセクター普及ユニットの普及員等への研修を実施する。これら研修に係る参加者旅費（交通費、日当・宿泊費）、会場借上費、参加者軽食代は、定額計上の項目に記載のある通り。）

活動2-1：FNDと協働して、食を通じた栄養改善のACレベルの研修トレーナー（フィールド・スーパーバイザー：FSV）を育成する。また、育成されたFSVによる、農業普及員、WIA（Women in Agriculture）普及員、保健施設職員などフィールドレベルのマルチセクター関係者研修の計画・実施・フォローアップを支援する。

活動2-2：FNDのマルチセクター体制に基づき、対象地域のACごとにマルチセクター普及ユニット（MSEU）を形成<sup>7</sup>し、MSEUがモデルグループの選定・組織化、及び栄養・保健衛生、農業、生活改善の3分野を含む統合的研修と実践的指導を実施できるよう、FSVと協働して支援する。

活動2-3：MSEUによる、先行事業を含めたモデルグループの実践状況のフォローアップを支援し、農家の実践と住民間の学びを促進する介入の効果を確認するとともに、課題や教訓をとりまとめる。

活動 2-4：ACレベルで、年次計画の立案、介入活動の計画・運営を自律的に行えるよう、指導・モニタリングの仕組みを構築し、実施を支援する。

### ③ 成果3「FNDの運営能力強化」に関わる活動

活動3-1：FNDの現体制及び組織力の分析を行い、課題と改善提案を取りまとめる。

活動3-2：3-1に基づき、FND及びマルチセクターワーキンググループに対し、計画立案・予算調整を含む調整能力向上に係る研修を計画・実施する。

活動3-3：FNDに対し、技術支援とモニタリングに係る研修を計画・実施する。

活動3-4：FNDによる定期的なモニタリング実施及び技術指導を支援する。

活動3-5：FNDによる年次計画策定及び予算調整を支援する。

## (2) 本邦研修・招へい

本業務では、本邦研修・招へいを想定していない。

## (3) その他

### ① 収集情報・データの提供

- ▶ 業務のなかで収集・作成された調査データ（一次データ）、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法（Webへのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等）で、適時提出する。
- ▶ 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出

する。

- ▶ 位置情報の取得は、可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。位置情報が含まれるデータについては次の様式に従い発注者に提出する。
  - データ格納媒体：CD-R（CD-Rに格納できないデータについては提出方法を発注者と協議）
  - 位置情報の含まれるデータ形式：KML もしくは GeoJSON 形式。ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式。（Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを業務完了報告書に合わせ提出）

② ベースライン調査

- 本業務では当該項目は適用しない。

③ インパクト評価の実施

- 本業務では当該項目は適用しない。

④ C/P のキャパシティアセスメント

- 本業務では当該項目は適用しない。

⑤ エンドライン調査

- 本業務では当該項目は適用しない。

⑥ 環境社会配慮に係る調査

- 本業務では当該項目は適用しない。

⑦ ジェンダー主流化に資する活動

- 本業務では以下の対応を行う。

- ▶ 第3条（6）を踏まえてジェンダー主流化の活動を実施する。各種報告書等において、右の活動の進捗・成果を報告する。
- ▶ 関連するセクターの『JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き』（特に「ジェンダーの視点に立った実施・モニタリング」）に則り、実施する。

## 第5条 報告書等

### 1. 報告書等

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又はPDF データも併せて提出する。
- 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後10営業日以内	日本語	電子データ	—
ワーク・プラン	契約締結後2か月以内	英語	電子データ	—
業務進捗報告書	2027年1月（部分払1回目） 2028年1月（部分払2回目） 2029年1月（部分払3回目）	英語	電子データ	—
業務完了報告書	契約履行期限末日	日本語	電子データ	—
		英語	CD-R	4部（日・英各2部）

- 業務完了報告書及び事業完了報告書は、履行期限3ヶ月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくはC/P等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。

#### (1) 業務計画書

共通仕様書第6条に記された内容を含めて作成する。

#### (2) ワーク・プラン

以下の項目を含む内容で作成する。

- ① 業務の概要（背景・経緯・目的）
- ② 実施の基本方針
- ③ 実施の具体的方法
- ④ 実施体制
- ⑤ 業務フローチャート
- ⑥ 詳細活動計画（WBS：Work Breakdown Structure等の活用）
- ⑦ 要員計画
- ⑧ 先方実施機関便宜供与事項
- ⑨ その他必要事項

### （3）モニタリングシート

なし

### （4）業務完了報告書

- ① 事業の概要（背景・経緯・目的）
- ② 活動内容
- ③ 実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- ④ 成果の達成度
- ⑤ 今後に向けての提言

添付資料（添付資料は作成言語のままでよい）

- （ア）業務フローチャート
- （イ）WBS等業務の進捗が確認できる資料
- （ウ）人員計画（最終版）
- （エ）遠隔研修・セミナー実施実績（実施した場合）
- （オ）その他活動実績

## 2. 技術協力作成資料

本業務を通じて作成する以下の資料については、事前に相手国実施機関及び発注者に確認し、そのコメントを踏まえたうえで最終化し、当該資料完成時期に発注者に共有する。また、これら資料は、業務完了報告書にも添付する。

- （1）改訂版の運用ガイドライン、及び付属マニュアル
- （2）改訂版の研修教材（指導者研修・モデルグループ研修・コミュニティ介入等）

### 3. コンサルタント業務従事月報

業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

- (1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- (2) 今月の業務内容の合意事項、継続検討事項
- (3) 詳細活動計画（WBS等の活用）
- (4) 活動に関する写真

#### 第6条 再委託

本業務では、再委託を想定していない<sup>8</sup>。

#### 第7条 機材調達

本業務では、機材調達を想定していない。

#### 第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

---

<sup>8</sup> ただし、再委託による業務の遂行が不可欠と考える業務がある場合には、当該業務の内容・方法及び再委託によることが必要な理由を詳述し、協議する。

## 案件概要表

**1. 案件名（国名）**

国名：ナイジェリア連邦共和国（ナイジェリア）

案件名：連邦首都区における栄養改善能力向上

Capacity Development for Nutrition Improvement in the Federal Capital Territory

**2. 事業の背景と必要性**

（1）当該国における栄養課題の現状、及び本事業の位置付け

ナイジェリアは、2050年までに高中所得国入りを目指すNigeria Agenda 2050<sup>9</sup>の下で、包括的な経済改革を推進している。同計画の7つの基本目標の一つである「活力に満ち、教育を受けた健康な国民の実現」において、栄養改善は人的資本開発の基盤として「食料安全保障・栄養政策」に明確に位置づけられている。

しかし、重要性が認識されている一方で、現状の栄養状況は依然として深刻である。UNICEF・WHO・世界銀行の共同推計（JME 2025）によると、ナイジェリアでは約1,144万人の5歳未満児が慢性栄養不良である発育阻害の状態にあり、その数はインドに次いで世界第2位と影響は甚大である<sup>10</sup>。

ナイジェリア政府は、National Policy on Food and Nutrition (2016-2025) や National Multi-Sectoral Plan of Action for Food and Nutrition (NMPFAN 2021-2025) 等の包括的政策フレームワークを構築し、消耗症有症率の減少や完全母乳育児率の改善等の成果を挙げてきた。しかしながら、ナイジェリア人口保健調査（NDHS 2023-24）によると、2018年の調査結果と比較して栄養不良の改善が十分に進んでおらず、発育阻害は37%から40%、消耗症は7%から8%と、いずれも有症率が増加している<sup>11</sup>。

さらなる栄養課題への対応が必要とされる中、連邦政府の指導の下で、地方政府レベルにおける取組強化が重視されている。National Policy on Food and Nutrition (2016) では地方政府当局の計画・管理能力強化が明記され、NMPFANでは連邦・州・地方政府の連携による調整メカニズムの構築が規定されている。2024年には全774地方政府の行政区を対象とするNutrition 774 Initiativeが承認され、地方レベルでの包括的な栄養改善が政策的に推進されている。

連邦首都区（Federal Capital Territory : FCT）は、相対的に栄養不良率は低いものの、都市部と農村部が混在する特性を有している。地理的特性により、中央政府との密接な連携を維持しつつ、地方政府主導の栄養改善モデルを構築する適切な条件を備えていると言える。

JICAの先行事業「連邦首都区における栄養改善能力向上プロジェクト」では、FCTにおいて「栄養・保健衛生」「農業」「生活改善」の3分野に対するマルチセクター介入により、農家による多様で栄養価の高い農作物の増産、乳幼児・母親・妊婦の食事の

<sup>9</sup> Federal Ministry of Finance, Budget and National Planning. Nigeria Agenda 2050. Abuja: Federal Ministry of Finance, Budget and National Planning, 2023. <https://faolex.fao.org/docs/pdf/nig217433.pdf>

<sup>10</sup> United Nations Children's Fund (UNICEF), World Health Organization (WHO), and World Bank Group. Levels and Trends in Child Malnutrition: UNICEF/WHO/World Bank Group Joint Child Malnutrition Estimates, 2025 Edition. 2025. <https://data.unicef.org/resources/jme/>

<sup>11</sup> National Population Commission Nigeria, & ICF. (2024). Nigeria Demographic and Health Survey 2023-24: Final report. <https://dhsprogram.com/publications/publication-FR395-DHS-Final-Reports.cfm>

質と量の改善、及び受益者の食事と健康行動の改善に向けた行動変容の促進に成果を上げた。プロジェクトの直接受益者以外の住民においても栄養改善に向けた実践が確認され、プロジェクトの介入モデルの波及効果が確認された。さらに、2024年9月には食品・栄養局（Food and Nutrition Department：FND）が連邦首都区政府（Federal Capital Territory Administration：FCTA）内に新設され、地方政府レベルでのマルチセクター連携体制の基盤が整備された好事例となった。この成果を更にFCT内で広く展開すると共に、本アプローチを将来的にFCT域外への参考モデルとするためには、中央政府による政策指導と技術支援の下で、新設されたFNDを中核としたFCTAの持続可能な実施体制の強化が不可欠である。また、先行事業では介入モデルの確立と効果検証を実施したが、今後の面的展開においては、実証された介入手法の中核的要素を抽出し、その効率化を図ることが重要である。本事業では、先行事業モデルを効率的で持続可能なアプローチに発展させ、同時に地方政府が栄養改善のための活動を効果的に実施・継続できるための体制構築を支援する。これにより、ナイジェリア全体の栄養改善に貢献する。

（2）農業を通じた栄養改善における我が国及びJICAの協力方針と本事業の位置づけ、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

我が国は、2023年に対ナイジェリア国別開発協力方針を策定しており、重点分野として「持続可能な経済成長のための基盤づくり」「包括的かつ強靱な保健システム整備」「平和と安定の強化」を掲げている。特に、「包括的かつ強靱な社会の構築」においては、栄養・衛生状態の改善を具体的な取り組みとして位置づけており、マルチセクターアプローチによる食を通じた栄養改善を推進する本事業の協力方針と一致している。

JICAは、栄養の改善におけるグローバル・アジェンダ（JGA：JICA課題別事業戦略）及びJICA栄養宣言において、栄養改善への具体的な取り組み強化を掲げている。農業・食料分野においては、2016年のTICAD VIで食と栄養のアフリカイニシアティブ（IFNA）を立ち上げ、アフリカにおける栄養改善に向けた現場レベルでの具体的な取り組みを推進しており、本事業はこれらJICAの方針とも合致している。

（3）他の援助機関の対応

国連食糧農業機関（FAO）、国連世界食糧計画（WFP）、国連児童基金（UNICEF）、世界保健機関（WHO）等が、ナイジェリアの食料・栄養分野で栄養サービス・人道支援、食料・農業政策支援を含む支援を実施しており、JICAは先行事業でもこれら機関と協働してきた。

### 3. 事業概要

（1）プロジェクトサイト／対象地域名

連邦首都区（FCT）

（2）事業実施期間

2026年4月～2029年4月を予定（計36カ月）

（3）事業実施体制

連邦首都区庁、経済計画・歳入創出・官民連携部門、食品・栄養局 Economic Federal Capital Territory Administration (FCTA)・Planning, Revenue Generation and Public-Private Partnership (EPRG-PPP)・Food and Nutrition Department (FND)

## 4. 事業の枠組み

### (1) 成果

- 成果1. **全国展開を見すえた実施体制・方針の整備**：先行事業で開発された栄養改善アプローチをもとに、持続性と他地域への展開を見すえた効率的で展開性の高い改訂版の実施方針と運用ガイドラインが提案され、FCTA及び関係者間で合意される。
- 成果2. **実践を通じた普及モデルの形成**：改訂版の栄養改善アプローチについて、地方行政区による指導者研修（TOT研修）をはじめとするカスケード方式での普及活動の主体的実施や、モデルグループを通じた住民間の学びの促進を支援し、普及モデルとして成果を取りまとめる。
- 成果3. **FNDの運営能力強化**：新設された食品・栄養局が、複数部門の調整と栄養改善活動の運営支援を効果的に担うための、計画立案・予算調整・モニタリング等の能力が強化される。

### (2) 主な活動

#### 成果1

- 活動1-1：先行事業のガイドライン・マニュアル・教材・報告書、また政府の政策文書・報告書等をレビューし、先行事業における栄養改善アプローチの有効性、他地域での実装上の課題、及びコスト・人員に関する制約要因等を整理する。並行して、FCTA及び関係機関へのヒアリングも行い、ニーズと課題を把握する。
- 活動1-2：1-1の検討を踏まえつつ、先行事業で開発した栄養改善アプローチを他地域展開も見すえた普及モデルに改良した実施方針案を、FCTA等関係者と共に策定し、関係省庁間で合意する。
- 活動 1-3：本事業の成果（成果2・3含む）をもとに、運用ガイドライン、技術ガイドライン、実装上の教訓を文書化し、他州展開のためのガイドラインとしてFCTA関係者、及び連邦政府関係省庁、他州と共有する。

#### 成果2

- 活動2-1：FNDと協働して、食を通じた栄養改善の地方行政区レベルの研修トレーナー（フィールド・スーパーバイザー：FSV）を育成する。また、育成されたFSVによる、農業普及員、WIA（Women in Agriculture）普及員、保健施設職員などフィールドレベルのマルチセクター関係者研修の計画・実施・フォローアップを支援する。
- 活動2-2：FNDのマルチセクター体制に基づき、対象地域の地方行政区ごとにマルチセクター普及ユニット（MSEU）を形成し、MSEUがモデルグループの選定・組織化、及び栄養・保健衛生、農業、生活改善の3分野を含む統合的研修と実践的指導を実施できるよう、FSVと協働して支援する。
- 活動 2-3：MSEUによる、前フェーズを含めたモデルグループの実践状況のフォローアップを支援し、農家の実践と住民間の学びを促進する介入の効果を確認するとともに、課題や教訓をとりまとめる。
- 活動 2-4：地方行政区レベルで、年次計画の立案、介入活動の計画・運営を自律的に行えるよう、指導・モニタリングの仕組みを構築し、実施を支援する。

#### 成果3

- 活動3-1：FNDの現体制及び組織力の分析を行い、課題と改善提案を取りまとめる。
- 活動3-2：3-1に基づき、FND及びマルチセクターワーキンググループに対し、計画立案・予算調整を含む調整能力向上に係る研修を計画・実施する。
- 活動3-3：FNDに対し、技術支援とモニタリングに係る研修を計画・実施する。
- 活動3-4：FNDによる定期的なモニタリング実施及び技術指導を支援する。
- 活動3-5：FNDによる年次計画策定及び予算調整を支援する。

以上

## 共通留意事項

## 1. 必須項目

## (1) C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- 受注者は、オーナーシップの確立を十分に配慮し、C/P との協働作業を通じて、C/P がオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を実施し、C/P 自らがプロジェクトを管理・進捗させるよう工夫する。
- 受注者は、プロジェクト終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、上記 C/P のオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

## (2) 業務の柔軟性の確保

- 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクト活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、プロジェクトの方向性について発注者に提言する（変更にあたっては、受注者は案を作成し発注者に提案する）。
- 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う。

## (3) 開発途上国、日本、国際社会への広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえよう、発注者と連携して、各種会合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務める。

## (4) 他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業（実施中のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む）との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- 日本や国際的なリソース（政府機関、国際機関、民間等）との連携・巻き込み

を検討し、開発インパクトの最大化を図る。

(5) 根拠ある評価の実施

- 業務の成果検証・モニタリング及びプロジェクト内で試行する介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う等、根拠（エビデンス）に基づく結果提示ができるよう留意する。

## 共通業務内容

## 1. 業務計画書およびワーク・プランの作成／改定

- 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、実施の基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。
- なお、業務を期分けする場合には第2期以降、受注者は、期初にワーク・プランを改訂して発注者に提出する。

## 2. 成果指標のモニタリング及びモニタリングための報告書作成

- 受注者は、成果の進捗をモニタリングするため、定期的にC/Pと運営のための打ち合わせを行う。
- 受注者は、発注者及びC/Pとともに事前に定めた頻度で進捗報告書をC/Pと共同で作成し、発注者に提出する。モニタリング結果を基に、必要に応じて、計画の変更案を提案する。
- 受注者は、上述の報告書の提出に関わらず、進捗上の課題がある場合には、発注者に適宜報告・相談する。
- 受注者は、成果目標達成状況をモニタリング、評価するための指標、及び具体的な指標データの入手手段を確認し、C/Pと成果指標のモニタリング体制を整える。
- 業務実施期間中に発注者が調査団を派遣する際には、受注者は必要な支援を行うとともに、その基礎資料として既に実施した業務において作成した資料の整理・提供等の協力を行う。

## 3. 広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用した活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- 受注者は、各種広報媒体で使用できるよう、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

## 4. 業務完了報告書／業務進捗報告書の作成

- 受注者は、活動結果、目標の達成度、今後に向けた提言等を含めた業務完了報告書を作成し、発注者に提出する。
- 業務実施契約を期分けする場合には、契約毎に契約期間中の活動結果、目標の達成度、次期活動計画等を含めた業務進捗報告書を作成し発注者に提出する。
- 上記報告書の作成にあたっては、受注者は報告書案を発注者に事前に提出し承認を得た上で、相手国関係機関に説明し合意を得た後、最終版を発注者に提出する。

## 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

類似業務：農業を通じた栄養改善

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

##### 2) 業務実施の方法

\* 1) 及び2) を併せた記載分量は、10 ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

##### 4) 要員計画

##### 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

##### 6) 現地業務に必要な資機材

##### 7) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

##### 2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付けの目安（2号）】

① 対象国及び類似地域：ナイジェリア国及びアフリカ地域

② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

## 2. 業務実施上の条件

### (1) 業務工程

2026年4月に業務を開始し、2029年5月に専門家業務完了報告書を作成・提出する。

### (2) 業務量目途と業務従事者構成案

#### 1) 業務量の目途

約 20.11 人月

業務従事者構成の検討に当たっては、制度構築支援、栄養改善、ジェンダー、農業普及の専門性を持つ従事者を含めること。

#### 2) 渡航回数を目途 延べ22回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

### (3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

▶ 特になし

### (4) 配付資料／公開資料等

#### 1) 配付資料

▶ ナイジェリア連邦共和国連邦首都区における栄養改善能力向上プロジェクト事業完了報告書及び成果品

#### 2) 公開資料

▶ 特になし

### (5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無

3	執務スペース	FCTAの食品・栄養局内に執務室を確保する方向で調整中であるが、現時点では未確定のため、見積りには8カ月分の執務スペース費用を計上すること
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

## （6）安全管理

- 1）現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ナイジェリア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

## 2)

## 3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

## 4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

### （1）契約期間の分割について

第1章「1. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して

下さい。

## (2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合: 超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合: 当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催(上限額内)のA案と対面開催(上限超過)のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費(B案の経費)とともに別途提出します。

## 【上限額】

159,981,000円(税抜)

※ 上記の金額は、下記(3)別見積としている項目、及び(4)定額計上としている項目を含みません(プロポーザル提出時の見積には含めないでください)。

※ 本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

## (3) 別見積について(評価対象外)

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案

## に関する経費

### (4) 定額計上について

☑本案件は定額計上があります（6,019,000円（税抜））。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額(税抜)	金額に含まれる範囲	費用項目
1	パイロット活動経費（指導者（TOT）研修・MSEU研修）	第2章 特記仕様書案 第4条 2. 本業務にかかる事項（1）②の研修実施に係る活動）	6,019,000円	研修参加者の旅費（交通費、日当・宿泊費）、会場借上費、参加者軽食代	一般業務費

### (5) 見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

### (6) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

### (7) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

- 1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。  
(URL:[https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/rate.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html))

(9) その他留意事項

- 1) ナイジェリア国内における宿泊については、安全管理対策上の理由からJICAが宿泊先を指定することとしているため、宿泊料については、一律17,000円／泊として計上してください。また、滞在日数が30日又は60日を超える場合の逡減は適用しません。

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	<b>(10)</b>	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	<b>(70)</b>	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	60	
(2) 要員計画/作業計画等	(10)	
ア) 要員計画	5	
イ) 作業計画	5	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	<b>(20)</b>	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力: 業務主任者/〇〇	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力: 副業務主任者/〇〇	(-)	(8)
ア) 類似業務等の経験	-	4
イ) 業務主任者等としての経験	-	2
ウ) 語学力	-	1
エ) その他学位、資格等	-	1
3) 業務管理体制	(-)	(4)